

# 平成28年6月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録 (第1号・調製前)

1 日 時 平成28年6月13日(月曜日) 開会 午前9時59分 閉会 午後3時48分

## 諸般の報告・その他の関係(環境生活部関係)

○三輪由美委員 先ほど高濃度の放射性ごみの問題、指定廃棄物の議論が行われましたけれども、非常にやはり重要な問題で、福島ของ苦しみはなお一層続いておりますし、千葉も苦しんでおります。やはり私は、人類には原発はコントロールできないと。そして、安全な原発はないんだということだというふうに思います。ですので、本当に世界に原発をセールスしている場合ではないし、原発再稼働など、とんでもないということで、先ほどからスタンスということが言われておりますが、国も県も県民も、ぜひ今こそ原発からの撤退という、その決断を前提にしてさまざまな物事を考えていかなければならないというふうに申し上げておきたいと思っております。私自身も強くそう思っております。

きょうは2つの問題ですね。野鳥観察舎の問題と、それから鋸南開発の問題について伺いたいと思っております。

初めに、公共施設の統廃合計画として出されてまいりました行徳野鳥観察舎廃止の見直しについては、私はやはり県有施設として残すべきとの立場から若干の質疑を行いたいと思っております。これは本会議の代表質問を行いましたので、それを踏まえて2点に絞って委員会では質疑をいたしますが、その1つ目は、県が廃止の理由に、広域的な利用の観点から県有施設として維持する必要性が低いと、利用者の問題に言及をされていることです。

この点で幾つか伺いたいんですが、利用者数、この場合、自分で記帳していただいた来場者数ということになるかと思うんですけれども、平成25年度は9,897人と聞いております。26年度と最新の27年度は、記帳された来場者数は何人でしょうか、お答えください。

○委員長(鈴木 衛君) 野溝自然保護課長。

○説明者(野溝自然保護課長) 来館者数でございますが、平成26年度が1万2,885人、27年度が1万3,164人となっております。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり全体がふえていますよね。これは非常に重要なことです。昨年度、27年度は1万3,164人ということで、2年前の実に1.33倍にふえております。1万人程度と言われておりますけれども、1万3,000人を超えているということで、やはり今、利用者がふえている県の施設をなぜ廃止するのか、非常に私は納得がまいりません。本会議の再質問でも、しょっちゅう出入りする方や環境団体やボランティアの方たちなどは一々記帳されていない実態があることを指摘をさせていただきました。県も、実際には記帳していない利用者がいると。この数倍の利用者

がいるというふうに環境団体の方たちが言うておられますけれども、記帳者以外に来場者がいる、この事実はお認めですか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 委員御指摘のとおり、最近、二、三年の来館者数の動向としましては、若干増加はしてございますが、昭和58年度の5万908名をピークに、近年おおむね1万人から1万3,000人前後で推移しているという状況でございます。なお、来館者のカウントの仕方としましては、来館者名簿を入り口のテーブルに置きまして記帳していただいている、その記帳したものをカウントしているということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり記帳者以外に来場者がいる、この事実はお認めですよ。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 記帳者以外に来場者がいることは間違いございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 間違いはないんです。この数倍はいることは確かです。今、来場者の数を昭和58年からということでお比べになりましたけれども、その他の県有施設、いろんなかずさのホールもあれば、いろいろありますよね。そんなこと言い出したら、それを基準にしたら全くつつま合わないですよ。

例えば千葉県酪農のさと、これは関係機関でワーキンググループや外部有識者の会議で再度検討した結果、行徳の野鳥観察舎と同じ、初めは施設のあり方検討という区分でししたけれども、有効活用策検討区分に今変わりましたよね。存続、充実へとかじが切られました。これは私も賛成でございます。いいことだと思うんですけども、例えばこの酪農のさとは平成26年度4万9,498人。この10年間のピーク時から比べますと、平成20年、6万6,628人と比べますと74%に減っているわけですね。しかし、重要な役割があるからということ存続、充実をさせるというふうに変っているわけですね。行徳野鳥観察舎はこの10年で見ますと、確かにピーク時、平成21年と比べますと1万5,014人ですから、87%。減ってはいるんですけども、酪農のさとと比べても10ポイント高いんですよ。頑張っているわけですね。しかも、記帳されていない人々がボランティアだとか、環境保全のために守ってくださってる方がたくさん、数倍いらっしゃるということですから、私は、その利用者数という観点からそのように強調されるという理屈は成り立たないということを指摘をさせていただきたいと思います。

そして、さらに県は、利用者の大半が市川市からだというふうにおっしゃるわけなんですけれども、では、具体的に市川市だとか、県外だとか県内、その他どういった内容でそれは把握をされているんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 利用者の内訳という御質問かと思っておりますけれども、利用者の地域割りにつきましては、市川市民が約70%前後、近隣の船橋市及び浦安市で7%から11%、合わ

せて80%の方が近隣の方の利用となっております。調査方法といたしましては、先ほど委員御指摘のとおり、来館者につきましては観察舎入り口のテーブルに置かれた記帳名簿、こちらの数をカウントしているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ですから、県外ですとか、あるいは不明とかというのはないんですか。それから、国際的な方たちなんかは把握されてるんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 県外の方も12%から14%、県内のその他の市町村や、あるいは外国の方の来訪もあるというふうには伺っております。詳しい内訳は、ちょっと手元に資料ございません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 不明はないのですかと伺ったんですが、いかがですか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 申しわけございません。内訳が不明というものもございませぬ。

以上です。

○三輪由美委員 何%あるんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、先ほど答弁で記帳を基本にカウントしてるって言うてないですか。記帳してないところは答えられないんだと思うのよ。そこをやはりきちっと捉えてもらって質問してもらいたい。

三輪委員。

○三輪由美委員 私は、この利用者の問題は大事な問題なんですけれども、県有施設を廃止する根拠にはならないという、そういう立場で申し上げているんですけれども、県は市川の方が70%前後であるとかおっしゃるので聞いているわけなんです、不明も6%ぐらいあるということですね。そういうデータもございませぬ。やはり極めて、記帳してない人もいるし、しかし、不明もそういうわけであるとおっしゃるわけですから、この根拠、非常に乏しいというふうには言わざるを得ませぬ。

実際に、過去にはスペインの国王夫妻、あるいは常陸宮殿下などとともに来館されたり、昭和天皇も来館されたりというふうな実績があるわけですね。私は、やはり代表質問のところでも再質問いたしましたけれども、行徳の保護地区と、その一帯の野鳥観察舎、これがやはり県外から、あるいは国外からも注目に値する価値があるということですね。それを普及することこそ、県の責務だというふうには思うわけですね。市川市民だけではありませんよ。船橋、あるいは浦安、そして県外、国際的にも利用しているということですので、その魅力を発信、普及し、広げるのも県の責務だというふうには指摘をしておきたいと思ひます。

知事の答弁で、これ、全然納得いかないわけなんです。知事は、行徳湿地の環境については、

環境は守るが、野鳥観察舎は見直していくというふうに答弁をされているんですね。これ、違うんですよ。環境保全と観察舎、これは私は一体なものだというふうに理解をしております。宮内庁の鴨場と合わせて83ヘクタールを指定しています。

改めて伺いますけれども、県がその貴重な水辺環境を守るということは、そのために県として広く県民や子供たちに観察をしてもらうこと、そして県内外や海外の人々にその価値を知っていただくように普及啓発をすること、また、環境保全のために頑張るボランティアや研究の拠点をきちんと確保することが必要不可欠ではないでしょうか。環境保全とそういったもの、一体のものだと私は認識いたしますが、いかがですか、県の答弁を求めます。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 当該野鳥観察舎は、利用者の大半が市川市と近隣の住民であるという点に加えまして、老朽化が進み耐震性に問題があることから、耐震改修や建てかえ等の大きな財政負担をしてまで県が公の施設として維持していくことが困難であると考え、今回の見直し方針案をお示したところです。なお、鳥獣保護区である行徳湿地については、都市部に残された貴重な湿地、野鳥の飛来地、生息地及び繁殖地として良好な環境を保全する必要があることから、引き続き県において適切な管理運営を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 見解変わらないわけなんですけれども、今、署名も約2万に近づいているか、超えているか、ちょっと定かではありませんけれども、当初1万と言われていたものが2万にも及んでいるわけですね。そして、国際的な団体でありますとか国内の環境団体、幾つの団体から、何団体から要望が寄せられていますでしょうか。やはり千葉県の水辺の環境の価値を県みずからが本当に理解をしているのか。一番理解していないのは千葉県ではないかと、私はこう言わざるを得ないわけです。

ちょっと紹介いたしますけれども、日本野鳥の会東京の代表の方がことし1月18日付で知事宛てに要望されておりますが、この要望書を読ませていただきましたが、前半部分では、かつての江戸の姿である湿地、景観の復活を目的とした整備事業など、先駆的な千葉の取り組みを野鳥観察舎も含めて高く評価していると、全国から評価をされているわけですね。そして、その後半のところでは、その保護地区と野鳥病院の存在が重要であるという共感を得ていくためには、県民の皆様実際に訪れていただき、この自然を体験していただくことが大切だと。そして、続けて要望書は、四季を通じて訪れる多くの渡り鳥や、東京湾で唯一整備がされている繁殖地に集まるカワウの群れ、東京湾奥部を南限とするトビハゼなど、行徳ならではの自然のすばらしさ、美しさ、興味深さを伝えていくためには、天候に左右されず、世代を問わない多くの県民を受け入れることのできる普及啓発を目的とした施設が必要です、こういうふうにおっしゃってるわけですね。県として、この施設の存続に責任を持つことこそが環境保全に責任を持つということになるのではないですか。お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 委員が御指摘のように、まず要望や署名の点でございますが、県が受理している署名、要望については、6月10日現在で要望書が19団体、それから署名数が1万9,785筆、メールや電話で225件いただいております。こういった要望内容につきましては、行政改革審議会の審議に当たって、地元市川市や各種団体からの要望等もお伝えした上で御審議をいただき、その結果、提出された答申を踏まえ、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。なお、野鳥観察舎の跡地の利用については市川市と協議を行うこととしております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 さっき委員さん、お笑いになりましたけど、ここ、笑うところじゃないんですよ。それで千葉県酪農のさと、ここは関係機関で、ワーキンググループや外部有識者の会議で再度検討しております。存続、充実へとかじが切られております。たくさんの署名があり、国内外からの注目、そしてパブコメも多いです。私は、県としても酪農のさと同様の検討会議を立ち上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝自然保護課長。

○説明者（野溝自然保護課長） 一般論になりますが、現在、行政改革審議会の審議に当たって要望等もお伝えした上で見直し方針案を決定しております。現在、パブリックコメントを実施して広く御意見をいただいているところでございます。なお、酪農のさとなどの関係に関しましては、一般論になりますけれども、施設の設置の目的や当該施設が置かれた状況など、施設ごとに需要が異なることから、行徳野鳥観察舎については検討会の設置は現在のところ考えておりません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 自然保護、環境を守るべきこの委員会がそういう御答弁しかいただけないと。部長も同じ認識なんですかね、黙っておられますからね。大変残念です。ぜひ議会として、この常任委員会として、検討会議の立ち上げをぜひ委員長、検討していただきたいということを委員長にもお願いを申し上げます。

次に、鋸南開発株式会社による汚染土壌処理施設をめぐる問題についてです。許可の申請が出ており、審査中ということでもありますけれども、進捗状況はどうか伺います。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 許可の申請の審査状況の進捗状況につきましては、現在審査中ですので、お答えできる状況にはございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 審査中ということは、まだ許可はおろしていないということが確認されました。違ったら言ってくださいね。

では、この審査に当たり、県は事業者に対して何らかの新たな指導を行っていますか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 許可に当たっての指導ということはございませんけども、事前協議の段階からございます環境保全協定の締結ということにつきましては、環境保全協定の締結に向けた取り組みをするようにということで事業者には指導してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 いつ指導されたんでしょうか、どんな内容で。最近新たに指導されたという意味でしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 最近新たに指導したのかという、どういう内容かということでございますけども、平成28年の5月23日付の文書で、関係地域住民との環境保全協定の締結についてということで、先ほど申し上げたとおり、環境保全協定の締結の実現に向けた取り組みをお願いしますということの文書を発出しているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 重要な答弁なんですけど、ことしの5月23日付で関係地域住民との環境保全協定締結について努力をせよと。どういう内容でしょうか。そして、報告などについてはどのように求めているんでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 内容というのは、先ほど申しました締結に向けた取り組みを進めるようにということでの内容でございます。報告につきましては、現時点ではまだ事業者から報告は上がってきてございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 5月23日付ということですので、既に20日たっています。これは結局、今さらながらの指導なわけなんですけれども、今でも報告がないということです。今、私が今さらながらと申し上げましたのは、これは昨年のこの議会の中でも確約書——確約書というのは、平成24年12月21日付のこの確約書で間違いのないと思うんですけれども、これは社長も無効だと、住民も無効だと。ところが、県だけが有効だということで事前協議を終了させてしまった。これに瑕疵があるということで議会でも請願が出たり、大問題になっているわけなんですけれども、また、この確約書を持ち出して県が指導されているということ自体、非常に私は遺憾なわけなんですけれども、しかし、それでも今段階では報告がない、返事がないということですね。ですので、やはり許可などおろせないということをおっしゃるを得ないと。今段階で、この委員会時点ではね。私自身は改めてそのように申し上げておきたいと思っております。

そこで、次に千葉県の汚染土壌処理業に関する指導要綱案について伺います。これも委員会ごとに私聞いてまいりました。この指導要綱案について、部長はつくるというふうに昨年来から答弁をしておりますが、今、進捗状況はどうなってるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 指導要綱につきましては、現在も策定中ということで、どのような状況かというのは今申し上げられるような状況ではございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 要綱をつくる。3年前に一度パブコメをとっておりますけれども、この要綱をつくるのは、3年前と同じ要綱案なのか、それとも、そこに何か新しいものを加える、あるいは、つくり直す。新しくつくりかえることも含めて今検討をされているのかどうなのかお答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 要綱につきましては、大きな見直しが必要になったことから今つくってございますので、そういった意味では、従前、パブリックコメントをかけた案とは違ってくる形で今検討してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これも重要な答弁であります。今現在、千葉県に汚染土壌処理施設をめぐっての汚染土壌処理業に関する指導要綱がないということで、昨年来から議会で議論になり、今初めて新たなものにつくりかえていくというか、つくっていくという、そういうことを今検討されているということが答弁されました。

ここでちょっと確認をしておきたいんですけれども、例えば3年前のこの案では、汚染土壌処理業者の遵守すべき事項について、第3条の2のところでは、業者は処理施設の設置等に当たっては地域住民等の理解を得るものとするとか、第12条では、関係地域住民との調整のところでは環境保全協定を締結するものとする明記をされていました。それから、繰り返し鋸南町の皆さんに、産廃の管理型施設と産廃の要綱などと同等の基準、それに準拠してやるということを県は言い続けてこられました。こうした基本的な立場は変わらないですね。念のため確認をしておきます。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 要綱の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、今検討中ですので申し上げられる状況にはないということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 基本的な、今、私が申し上げた点が住民の理解を得る、あるいは住民合意、そして環境保全協定の締結、これ、県が指導、今なさってるわけでしょう。ということで、それぐらい、ちゃんと今の段階でもきちんとお答えをいただかなければ困りますが、3年前あったパブコメ、ここでもそういった立場からたくさんの意見が寄せられていますよね。例えば地域住民の範囲を広くとることですとか、説明会実施の関係地域は顔の見える近隣地域だけではないと。被害は地下水、飲料水、汚染、騒音、振動、大気汚染、田畑など数知れないということで、関係地域2,000メートル以内に変える。例えば木更津市の残土条例では、関係地域を2,000メートル以内

としている。こういう意見だとか、粉じん、土砂流出の影響地域についても、これ、含めることが必要である、より広範囲になると予想される粉じんの影響範囲を加えることが必要である、埋立処理施設の立地基準では、排水の放流地点からおおむね500メートルの河川・水路管理者も対象とするとか、環境保全協定などに関しても、やはり関係地域住民が加入する全ての団体を対象とすべきというふうな、あるいは学校、保育所、病院などの近くに有害施設をつくることなど考えられない、処理施設は最低5,000メートル以上、埋立処理施設は3,000メートル以上離れるようにしてほしい、未来ある子供たちに無用な負荷を与えてはならないと思う、健康被害等が起こっても誰も責任をとれない、また宅地開発も同じである、少なくとも3,000メートル以上離して建設すべき等々、皆さんが放置をしたこの要綱案について、当時の住民たちがこのようにパブリックコメントを寄せています。

ですので、今回、つくり直す、つくりかえている、その際には当然パブリックコメントを再度とる。それだけではありませんよ。議会でこれだけ、やはり重大な問題になったわけですから、パブリックコメントをとることはもちろんのことですけれども、拙速は避けて、しっかりと要綱案の中身もきちんと公開をして、議会も含めて、地元の鋸南町、住民含めて十分な説明と県民的議論のもとで新たな要綱案を策定する、その作業を進めていただきたい、拙速は絶対にあってはならないとは思いますが、この点についていかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 委員御指摘のとおり、パブリックコメントで貴重な意見をいただいております。その一つ一つにどういう形で反映できるのかということも今検討しているところでございます。さらに先ほど申し上げたとおり、それも踏まえて今見直しをかけてございますので、またパブリックコメントの再実施ということについては、基準はないというふうに政策法務課から言われてますけれども、個別の判断だと。内容が大幅に修正した場合には内容の同一性なんかも踏まえて検討すべきであるというような意見もいただいておりますので、私どもとしては、やっぱりいただいた意見、今までの意見でございますので、ちゃんと案ができたならお示ししてパブリックコメントをかけるというような方向で今検討しているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 パブコメは行うということなんですが、私が申し上げたのは、議会でこれだけ、やはり重大な問題になり、今、要綱案の新たに策定されているということ、中身に、私が基本的な点もどうなんですかと聞いたそのことにもお答えになっていただけてないわけですね。ですので、要綱案については……

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員に申し上げますが、先ほど来、課長が答弁してるとおり、指導要綱は作成中なのでということの議論にまた戻っちゃってますので、これ以上答えようがないと思うんですよ。そういう答弁ですから。その答弁をしっかりと踏まえた上で質問してください。

○三輪由美委員 はい、踏まえます。パブコメは新たにやり直すということを御答弁いただきましたが、やはり議会や地元の鋸南町の皆さんにも要綱案をしっかりと示して、そして十分な協議



を経て要綱をきちっと決めていくという、そのこと、議会や地元住民、これについては再度答弁をください。そのところ、答弁漏れでございますので。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） パブリックコメントを実施する方向でというふうにお話しさせていただきました。ということは、全ての方々から御意見をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、重ねて。つまり、きょう中身についておっしゃらないわけですから、今度の議会までの間に決めてしまうなどということのないようにと。議会の議論、地元住民の十分な議論、理解、合意を得るということを強く要望しておきます。

以上で終わります。

---

#### 請願第38号関係（警察本部関係）

○三輪由美委員 本請願につきましては、私以外に10名の議員の皆さんが紹介議員で名を連ねておられます。私は、この請願者と同じく松戸市に住む地元議員の1人として、ぜひ議員の皆様にご賛同いただきたいということで若干意見を述べ、そして今、状況の説明もいただきましたけれども、不明な点もございますので、質疑をさせていただきたいと思います。

冒頭、ぜひ委員の皆様にご理解をいただきたいのは、タイトルにもありますように、決してこの請願はパチンコ店そのものを否定し、反対だということではないということです。この場所に出店することに異議を唱えるものです。県内には広くパチンコが趣味の方もおいでかと思えますし、請願要旨の上から14行目にも書いてございますように、パチンコ愛好者からも、何もここに建てなくてもという声を、私も地元の男性から直接お話をお聞きしています。ですので、そういう請願だということを冒頭訴えたいと思います。

次に、この請願の願意なんですけれども、大変強いものがあります。お手元に資料を配付させていただきました。ナンバー1を、これ、ちょっとイメージ図ということで、どんな場所に今回大型パチンコ店が出店を予定してるのかということで資料を出させていただきましたけれども、署名はわずか1カ月で約3,000筆近くにも広がっており、地元にも古くからお住まいの住民の皆様たちとともに、このイメージ図を見ていただいてもおわかりのように、若い世代の方たちが——マンションですね。工場撤退跡地にマンションが林立をいたしまして、非常に子供さん、若い世代の方たちが急激にふえています。そうした若い世代の方たちを中心とした請願者の皆さんが、もちろん、ここに至るまでは市長にもたびたび要請をし、松戸警察や警察本部や知事室にも出向かれたと聞いております。若いお父さんたちからの訴えもあり、幼子を持つ働くお母さんたちから夜子供を寝かせながら、メールでここに建てないでと、そうした訴えなどもある請願であります。

ので、ぜひ若い世代の県議会に対する期待や願いなども背景にあることから丁寧な御審議をぜひ委員の皆様、警察本部当局にもお願いをしたいと思います。

ちょっと新たな状況も受けまして、では、なぜこの場所に請願まで出して住民や、あるいは近隣施設の関係者もおられますけれども、できれば建ててほしくない、あるいは建ててもらっては困るという声が広がっているのか。5つの不安ということで私感じております。

1つは、事業者への不信ですね。信頼、どうもできないと。これがいまだに解決に至らず、逆に不信が広がっているという状況の中で着工が今既に始まっているんですね。2つ目は、違反の疑いが、これが拭えないと。疑念が一層強く持たれているという問題です。それから、3つ目は子供への不安。子供が大変多い町で、こちらの地図にもありますけれども、この大型パチンコ店出店予定地の中で一番右側を除いてというか、3方向、全部通学路。右側のほうも少し行きますから、極端に言えば4方向通学路と言っても過言ではない。そうした通学路に面しているわけですね。4つ目が車の増加。年内にマックス874台の車が一気にふえたらどうなるんだということですね。そして5つ目が、非常に松戸にはパチンコ店が多過ぎるのではないかという、実感として住民、事実、そうした問題もありますので、5つの不安がやはりあって今回の請願に至ったものだというふうに理解をしているところなんです。ぜひ本請願の採択に向けて委員の皆様の御賛同を心からお願いいたします。

今、状況の御説明をいただいたわけなんですけれども、請願項目の第1項のところでは、事業者以外の第三者と協議をして、事業者の正当な利益に害するおそれがあるということからというようにことをおっしゃっておられるわけなんですけれども、私ども県民の代表といたしましては、もちろん事業者の正当な利益を守ると同時に県民の正当な利益が、これ、同時にあわせて守られなければならないのではないかというふうに思うわけなんですけれども、その点いかがでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 例えば問い合わせですとか、申請の関係もそうですけれども、その申請者、つまり事業者なども含めて、関係のない第三者に教示することは不相当であると認められます。不相当ということは、公にすることによって、その相談ですとか問い合わせ、あるいは業者などの権利だとか競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるからということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 聞いていることは、住民の正当な利益をきちっと守っていくことも大事なことでないかという認識を聞いているんですけれども、それについてお答えないんですかね。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 県警では、県民からの法令などの解釈、運用などにつきまして、疑問ですとか不安などがあれば可能な限り説明するなど、誠実に対応してまいります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ちょっとかみ合いませんので続けますけれども、関係のない第三者とか、おっしゃいますけれども、この計画地、地図をごらんですが、目の前に、例えば松戸市では100メートル圏内の住民に対しては、松戸市紛争予防条例というものがあまして、近隣の住民の皆様とお話し合いをするというような仕組みがあります。それは、やはり憲法やその他の法律で保障された住民の権利を守るという立場でそうした条例もつくっている。千葉県には、そうした条例はありませんけれども、当然のことながら県民の利益——正当なですよ、ここの周辺に住んでおられる方の御協力も得ながら風俗営業を営んでいかれるならば、そういうことになるのであって、そのところ、答弁が、全然、住民、県民のほうの答弁いただいておりますので先に進みます。

なぜ住民の方がこれほどまでに事業者を信頼できないかといいますと、例えばこの大型パチンコ店の外観、ネオンの明るさとか、皆さんも自分の目の前にできればどうなるかということ。ネオンの明るさ、看板の大きさ、そうしたこと、4月2日の説明会では全く答えられなかったんですよ。答えていただきたいということに対して住民に送られてきたものは横浜戸塚店でありまして、神奈川の小田原店など、参考にしろと。類似施設のこの看板を見ろということであって、ここに例えばこのようなものができます、大きさはこうですというふうなことは、一切いまだに説明がされていないまま着工となっているという点が1点ですね。

それから2点目は、6月5日着工と、2月の現地の看板が掲示をされていたんですけども、しかし、6月2日にポストインされた——1日の夜に入れたのかもしれませんが、2日の日に住民が見たのは、6月1日から工事開始で、しかも、当初5階建てと説明されていたのに何と6階建てに変わっており、面積も、建築面積が3,787平米から3,863平米へと、階数も面積も何の説明もないままふえているというものが投げ込まれて工事が着工になっているんですね。これ、やっぱり委員の皆様、こういうことがあると住民の方は信頼できないと思わざるを得ないですよ。

それから、さらに肝心の営業距離規制。法に基づき、条例に基づきと、今るる御説明もいただき、本会議でも答弁いただいているところなんですけれども、じゃ、肝心の県条例に基づく営業距離規制、これは資料3をごらんいただきますと、これ、実測をいたしましたところ、住民の皆さんは、これは70メートル以上離れていなければならないというところが35.58メートルということで、住民の皆さんの認識はそうなんです。70メートルどころか半分ちょっとではないかということで、資料の2で、これは事業者が市長や住民の方に提出をした議事録ですけども、説明会の。そこでは、何度も警察と事前相談しており、70メートル以上は離れていると言い切っているわけですよ。ですので、これ、今、私が指摘いたしましたこの事実のもとでは、県民が不安を思うのも当然ではないかと思うわけですけども、見解を伺います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、前段の5階から6階、建物の関係は、風俗の今回の関係とはちょっと当局答えられないと思うので、そちらのほうをきちっと整理して質問してもらいたいと思います。

横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 現在、松戸新田の関係でお話ですけども、そもそも警察の風俗

営業の許可というのは、申請者から申請があつてから初めて審査とか調査をすることとなっております。ですから、申請がそもそもいまだあるかないかについても申し上げられませんが、あくまでも警察の審査は申請後ということで御理解ください。

次に、イメージ図ということで三輪委員のほうで図面のほうを提出していただいておりますけれども、これはイメージ図というより、個別具体的なことをお伺いされているように思われますけれども、この個別の事案については、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

それと県条例の距離の関係でございますけれども、確かに施行条例では、保全対象施設と、そこからの一定の距離ということで規定されておりますけれども、この松戸新田の関係を除いて一般的なこととして申しますと、例えば準工業地域で、これが1種地域、2種地域でない、その他の地域であるとしたならば70メートルという制限規制がございますけれども、これにもし審査して満たないということであれば許可はしないこととなると思えます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 建築のことは私も理解はしてるんですけども、これは私も質問したように、県民が不安に思うのも当然ではないかということをお聞きしたいがために、そうしたこともあえて県条例のこととあわせて述べさせていただいたことでございます。

それで今、警察のほうから、申請があるかないかわからないとおっしゃいましたね。そのとおりだと思います。しかし、工事がもう着工になっております。松戸市におきましては、宅地開発条例の承認が済み、建築確認申請があり、現地は工事が始まりつつございます。工事が始まっているということは、申請予定者だというふうになすことも警察の側から見て、予定者だ、計画者だ、ここに営業を営もうという意思が、それも含めてある事業者だというふうにはごらんになりませんか。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） ただいま委員のほうから予定があるということでみなすというお話がございましたけれども、警察では、あくまでも申請を受理した後に審査することになります。極端な例で申しますと、パチンコ出店の予定でしていたところが最終的に申請をしなかったという例も聞いておるところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 それで、私ども住民の側からすると工事が始まっておりますので、これ、予定者だと。おっしゃるように、申請、これはとてもできないわということになる可能性もありますから、それは私どももそのようには思いますが、しかし、この事業者は警察ということで、今、資料のナンバー2でお配りをさせていただきましたけれども、ここで、これ、自分でつくられたもので、ちょっと簡略にはなっていますが、松戸警察署へ確認をしていますというのが2の質疑応答の、下から数えても8行目ですね。松戸署へ確認しています。その2つ下、事前相談はして

います、病院の敷地から70メートルは確保していますというふうに市長並びに住民の方に言っているわけですよ。

一方、これに対して、県警本部長は6月3日の代表質問でこう答弁しています。県警では、許可申請を予定している者等から風俗営業の許可事務に関して相談や問い合わせがあった場合は法令の解釈等について可能な限り回答しておりますと。続けて、こう答弁しましたね。許可申請予定者と協議することはしていない、申請前に許可の可否や許可基準に適合しているか否かについて回答することは一切ありませんと答弁をしています。つまり、この答弁から考えるに、正式な、つまり可か否かというような協議はしていないが、今回のことでも、法令の解釈などについては問い合わせがあり、可能な限り回答しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 風営法には事前協議の規定はありません。ですから、県警では事前協議を行っていないと答えたのです。一般論といたしまして、県警では、申請予定者や住民などから風俗営業の許可の関係につきまして問い合わせがあった場合は、法令の解釈などについて可能な限り回答しております。しかし、申請前に許可の可否ですとか許可基準に適合しているか否かなどということは、事業者であろうがなかろうが、一般の住民の方であろうが、そういうことは申していることはございません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 聞いてないんですよ。可否について協議したかって聞いてないですよ。私は本会議で、本部長の答弁の前半ですね。正式協議はしていないけれども、法令の解釈等については今回についても問い合わせがあって、解釈などについては可能な限り回答しているのかと聞いてるんです。正確に質問を聞いて正確に答弁をしてください。もう一度尋ねます。

（「簡潔に質問したら。長々やるから、わからなくなっちゃう」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 請願が出ているわけですからね。このことについて問い合わせがあって、法律の解釈などについてはお答えになっているのですかとお聞きしています。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 個別具体的なことについては申し上げることはできません。ですから、例えば業者から問い合わせがあったのか否かも含めてお答えすることはできません。ただし、一般的に、先ほどから申しておるとおり、法の解釈などのことについては事業者以外の方にも説明しておるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 なかなか今回のことで、今回の業者が法の解釈などについて問い合わせをしたかと聞いてもお答えにならないんですけれども、何度も何度も事業者は住民に、あるいは市長に対する議事録に、その辺は風営法を所管します松戸警察署と事前調整しています。申請のほうはされてるということですかと聞きましたら、事前相談はしています。それから、もう1カ所で

も、松戸の警察署とのお話の中ではどういう話になってらっしゃるのですかと住民が聞いたら、問題ないということになりますということで、何度も警察とのやりとりということをおっしゃっていますので、やはり私は、もうこれ以上、この議論は続きませんが、警察と相談をされているんだというふうにやはり住民の側も受け取らざるを得ないわけです。

であるならば、もちろん建物、まだ建ってません。今、6月です。11月末まで工事が6階建て、これ、建てようとしています。しかし、県条例を本当にきちんと理解をされているのか、事業者が。ですので、今の質問、何度も何度も法の解釈、県条例の解釈、大阪の事業者の方が千葉で営業なさる。ちゃんと丁寧に説明されてるのかなという思いがあるから、何度も私は聞かせていただいているわけですね。

次に、県条例の問題で、きちっと守らせます、だめなら許可しませんというふうに答弁をされていますけれども、県条例、国のほうでは、警察署は100メートル圏内までは規制をしていいと。千葉県では70メートルですね。なぜ病院からの距離が規制されるのでしょうか。これ、そもそも論、一般的な法の解釈、県条例の解釈です。なぜ病院からの距離が規制されるのか。そして、なぜ70メートルなのか。とても大事なところでございますので、お答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 法の趣旨で良好な風俗環境を保全するため、特にその施設を制限する必要があるものとして定められたものと病院は承知しておりますけれども、病院には入院患者さんがいるわけでありまして、その周辺の善良で静音な環境を維持することがとりわけ肝要であるからということで病院を保全対象施設として定めており、一定の距離を制限しておることとございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 答えていただきまして、そのとおりですよ、多分ね——多分って、ごめんなさい。病院というところは、やはりそういうところであるということ、私も改めて病院とは何ぞやということで勉強させていただきまして、そうだと思います。

ここの近くには3つも病院がございまして、一番近いのが療養型病院でございます。ここの病院は、今、課長が答弁されたように療養型ですから、御高齢の方たち、患者さんが本当に入院、安心して穏やかで入院生活が営めるよう、そして御家族の方がほぼ毎日いらっしゃったり、そういう介護、医療、看護。働いてる方も、やはり看護師や介護士、医師、やはり女性が中心でかなりの人数の方が働いておられ、そのほかにも、イメージ図にもありますように、新東京病院やリハビリ病院など、3つも病院がここはあるわけです。一番近いのが療養型病院ということですね。

そこで何うわけなんですけれども、ですので、ちょっと言わせていただくと、国が100メートルということですから、本会議でも、大阪や北海道は100メートル離してるわけですね。千葉は70メートルということで、私はやっぱり100メートル離すべきだということ、ここは申し上げておきます。

次に大事なのがパチンコ店の営業所とは何かということになります。質問ですが、事業者が何度も言ってるわけですね。敷地から敷地まで70メートル離れていますと事業者は言うわけです。警察とも相談をしてるというわけなんです、一般的に営業店の敷地というものについて伺います。これはパチンコ営業店の敷地とはどの範囲まで言うのかについてです。

確認をさせていただきますが、これは解釈運用基準ですね。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準第11の2、営業所の意義というところを読みますと、営業所とは、客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、営業所に含まれると解する、理解するということが、これは風営法の運用基準に書かれております。千葉県警もこれにのっとり、適正に判断するということですね。お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） ただいまの御質問ですけど、その前に、先ほど病院が100メートルということでお話ございましたけども、これは政令では100メートルを上限としているということであって、千葉県も、保全対象施設によっては100メートルという基準もございますので、一概に他県のところまではちょっと承知しておりませんので、あくまでも上限が100メートルというような規制でございます。

次のお尋ねの営業所の定義のことでございますけども、千葉県警でも警察庁の法の解釈運用基準に基づいて適正に運用して判断をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 先ほどその100メートルのこと、おっしゃいましたが、他県の状況は承知していないがおっしゃいました。ぜひ他県をお調べになってください。私は調べました。大阪、北海道、病院から100メートルです。やはり課長が答弁したような、病院とは何かということを考えれば、70メートルではなく100メートルが必要ではないかということでもありますので、ちょっと、今の課長の私への逆質問というか、指摘は当たっておりませんので、一言言わせていただきます。

答弁いただきましたように、県警も当然のことながら、営業所の意義については、これにのっとり適正に判断をする。駐車場、庭であっても、とありますので、庭、例えば植栽や植木、あるいは駐車場や営業所等に通ずる通路なども含めて社会通念上、当該建物と一体と見られ、専ら当該営業の用に供される施設であれば営業所に含まれると解する、これでよろしいでしょうか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） そのとおりでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 そのとおりでございますということで、植栽、植木、そうした通路ですね、営

業所に通じる通路、そのとおりだという御答弁をいただきました。

次に、今度は病院の敷地でございます。

(河上 茂委員「三輪委員、いつまでやる……。終わったら、私はあんたにちょっと質問したいんだ、紹介議員だから」と呼ぶ)

○三輪由美委員 じゃ、途中でやりますか。

(河上 茂委員「いい、やってくれ、最初」と呼ぶ)

○三輪由美委員 病院の敷地についてなんですけれども、これについては、病院の敷地というのは警察としてはどのように確認をされていくんでしょうか。

○委員長(鈴木 衛君) 横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 個別の案件は別といたしまして、申請があった後に、申請書類に添付されております申請者の平面図ですとか、場合によっては現地調査も必要となりますし、さらには測量をすることもあり得ると思います。

以上です。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 質問は、病院の敷地について、これは警察の管轄ではないかもしれない。これについては、例えば保健所とかに問い合わせをするとか、そのあたりについては具体的にどんなふうになっているんでしょうか。

○委員長(鈴木 衛君) 横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 例えば医療法に基づいて病院が申請するときに添付されている図面だとかはあると思いますけども、これはあくまでも申請時であって、そうしますと、参考というよりも、その後増改築だとかしている可能性がございますので、警察としては、申請があった時点において確認するというところでございます。なお、照会先については、病院は市町村の保健所などに確認することとなります。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 これも大事な答弁でございます。増改築など、その営業許可申請が出された段階での病院の状況などにきちっと見合った形で審査をしていく、市町村や保健所などにも問い合わせをしていくということですね。

それで、この病院の敷地についてなんですけれども、千葉県においては、病院の敷地や駐車場については、社会通念に照らして個別の事案ごとに判断をしており、例えば今回の出店計画、すぐ近くに療養型の病院がありますが、こちらの病院の専用駐車場については、借地であっても、道路などで隔てられていても病院の敷地であるということ、これが千葉県健康福祉部の見解でございますので、この場で申し上げておきたいと思います。個別の具体的なことは答弁されないでしょうけれども、県条例では、病院の敷地周辺から70メートル圏内は営業制限地域と定められています。当然のことながら、一般的に病院の敷地についての正確な理解と認識については間違いないように事業者には指導をしておられるとは思いますが、改めて指導を——これは予定で



すからね、建物を今どんどん建てようとしています。事前の段階からもきちっと事業者に誤解のないよう指導をしていただけますよね、確認をしておきます。いかがですか、御答弁ください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 申請を受けて、その後に必要があれば指導することはあり得ます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私は何度も何度も言っているように、事業者も何度も何度も警察と相談してるとか、話をしてるとかというふうに言う。そして本部長も、予定者とは、一般的な法の解釈については答える場合があると言っているから、今あえて、わざわざこうした請願まで出てるわけですからね。専用駐車場から35. 何がメートルだということで地元では大騒ぎになっているわけですよ。それを警察は、建物が建ってから、もう機械も1,000台入って、6階建ても建て、かなりの億単位のお金ですよ。それで扉があくときに、直前に、10日前に、これはだめでしたと。そんなことやらないためにも、今からきっちりとした審査を、判断をね——賢明な、法にのっとって条例にのっとった、やるべきだろうということで私は繰り返しやってるわけです。病院の敷地についての正確な理解と認識については間違いのないように繰り返し強調しておきます。答弁されますか。一般的にやってらっしゃるわけですよ、今までも病院の敷地について。パチンコ。

○委員長（鈴木 衛君） 先ほど三輪委員、その件については答弁しましたよ。

○三輪由美委員 変わらないということによろしいですね。

○委員長（鈴木 衛君） うん。

○三輪由美委員 はい。じゃ、強調しておきますよ。実際に県民の側からすれば、おかしいじゃないかと。これ、法の解釈、運用です。条例の運用のところですね。どうしてと、なぜ工事していいんですか、なぜ建てていいんですかという、この疑念が起こってくるのは、これ、県民感情、住民感情、当然だと思えますけれども、これ、どうしたらいいんでしょうね。可能な限り誠実に対応する、しているし、これからもしてまいりますというふうに本会議で、森田本部長、答弁していただきました。これね、住民の方が法律を一生懸命読んだり、条例を何度も読んだりして、そして、あっ、この場合の病院の敷地というのは専用駐車場からなんだということも理解して——違ったら言ってくだされればいいですよ。本部長、どうですか。可能な限り、これ、何か説明していただかないと、不安や混乱が自治体だって、市だって、住民だって、本部長の本会議答弁、可能な限り誠実に対応するというで……。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 法の解釈、運用の関係で工事の着工のことについてお話しされましたけども、警察は風俗営業の許可のことをございまして、工事の着工は建築基準など、もしかしたら市のほうの管轄になるかもしれませんので、警察ではお答えするところではないと思います。

それと、可能な限り住民などに対しまして御説明をさせていただくのは当然のこととございませうけれども、ただし、やはり個別具体的なことを、やはりそれを許可する、しないとか、許可の基準に適合しているとか、いないとか、そういうことは現時点では述べられないということは御了解くださいませ。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 工事は、現象的に起きているから今言っているだけでありまして、いわゆる県条例の解釈と運用です。運用ですよ。運用というのは運ぶ、用いる。つまり解釈してから、今度、どう使うかというところ。許可するかしないかなんて聞いてません。その条例を運用するときにどういうふうに解釈をしていくのかということを知っているわけなんですよ。そこで疑問を抱いているわけですよ。最終的に許可する、許可しないは、それはまだまだ先に決めること。あるいは、条例に違反をしていけば、それは建てられないということに、業者がそういうふうな判断をするかもしれませんが。いいですか、本部長。警察が違法を許すわけではないんですよ。しかし、こんな請願がなぜ出てるかという、極めて距離規制という、はっきりしている問題ですよ。それに対して自治体も市長も市も住民も、これ、いわばもめごとが起きているわけですよ。ですから、本部長、この辺できちっと誠実な整理をしてください。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 繰り返しになりますが、警察では風俗営業などの申請があれば、法の基準に基づきまして厳正な審査、調査をするわけです。あくまでも申請後に判断することとなります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、さっきから、この答弁全てだと思うのよ。申請されたらちゃんと審査するって、さっきからずっと答弁してるんだから。これ以上同じ質問したって、違う答弁出てこないでしょう。

（三輪由美委員、「委員長、納得いきませんが、次の質問行きますね」と呼ぶ）

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 子供への不安の問題なんですけど、理由の3番目は子供の問題です。先ほども青少年健全育成のことをおっしゃいました。教育の問題もありますし、非常にこの問題も大事です。

資料の1のイメージ図を先ほども見ていただいておりますが、工場撤退後、マンションがふえて若い子育て世代があふれているわけなんですけど、私、平成28年、一番最新の3月末の国勢調査のデータを見てみました。こちらの和名ケ谷・松戸新田地域となっていますけれども、15歳以下の子供さんの数が22.85%ということで、松戸市内でも、15歳以下の子供たちの割合が市内でもトップクラスなんですよ。1番が東松戸地域、次がこの和名ケ谷地域なんですよ。子供がこれだけ多いですから、やはり配慮が必要ですし、まさに通学路のところにつくるということで、通学路は皆さん、先ほど安全、安全ということで、国からも何度も通知が出てますね、特段の配慮だと。交

通事故も非常に多発している中で。ここは和名ケ谷小学校、この場所を通るいろんなコースがあるんですけど、全部足すと295人、約300人近くの、中学校も入れますと350人、一気に朝、夕方と、どっと移動しているわけですね。夕方、パチンコ店営業してる時間帯に下校時刻となります。

実際に、じゃ、ちょっとお聞きしますが、県警の管轄ですから、パチンコ店や景品交換所などがあることによる犯罪や事故、子供がかかわる事件や事故について、県内での事例は、最近で結構なんですけれども、どのようなものがあるでしょうか。もちろん犯罪の未然防止に県警は頑張っているとは思いますが、いかがですか。

○委員長（鈴木 衛君） 茶谷刑事総務課長。

○説明者（茶谷刑事部参事官兼刑事総務課長） 県内のパチンコ店、あるいは景品交換所に対する犯罪の関係でありますけれども、手元にありますのは強盗事件の資料がありますので、お答えいたしますが、平成26年と平成27年におけるパチンコ店、景品交換所等における強盗事件の発生は、平成26年では2件、これは未遂を含む件数であります。それと、平成27年については発生はなしというふうになっております。

以上であります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 かなり前ですけど、群馬県のゆかりちゃん事件ということで、これは店内での誘拐事件だと言われている。特に子供さんを、これは親の問題もありますが、熱中症とかで、駐車場でそうした痛ましい事故なども起きますが、今、御答弁いただいたのは強盗事件ということで、私も新聞でちょっと拾ってみたんですけども、ことし5月、千葉市緑区のパチンコ店から1,600万円を窃盗するという事件があったり、松戸市内でも平成26年4月に景品交換所強盗未遂事件があったり、野田市ではことしの4月に女性が指3本切られ、男2人が現金115万円を奪い逃走ということで、こちら、通学路に面しているということもありまして、こうした――やはり残念ながら、実際として、こういう犯罪が起きている場所でもあると。未然防止のために奮闘されることはもう繰り返すまでもありませんけれども。ですので、私はやはり青少年の健全育成や子供に関する事故、犯罪防止のためには、なるべく通学路や、あるいは、このように和名ケ谷のように、子供の多い地域はやはり避けるべきであると。避けられるのであれば、なるべく避けたほうが好ましいと私は思いますけれども、いかがでしょうか、県の認識を伺いたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 県警にお尋ねということですのでよろしいでしょうか。県でしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） だって、三輪委員が質問してるんだから。警察の審査の中で質問してるんだから県警でしょうよ。

○説明者（横山風俗保安課長） はい、失礼しました。風営法の目的には、委員がおっしゃるとおり、青少年の健全育成の関係も入っております。つまり青少年の健全育成ですとか通学路の安全なんかも考慮しまして、学校などの施設を保全対象施設として定めておりまして、そこからの一定の距離を営業制限地域と指定しておるわけですので、これらのことを考慮して許可の基準を

定めているものと認識しております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 はっきりとはお答えにならないんですけど、一応、今の法律の中で、学校から離れたところということをお答えになりました。しかし、学校関係者、教育関係者に聞きますと、今回のことで不安なのは通学路。つまり下校時、通学路、これは通らなければならない道ですから、自分は嫌だから違う道を通る、そういうことをしてはいけないわけですよ、通学路というのは。市が指定をしておりますから、小学校。ですので、そういうものであるということを繰り返し指摘しておきたいと思います。

もう1つは、教育関係者に聞いたところ、下校時の心配だけではなく、道というのは、つまりこの場所であるとか通学路、遊びの環境でもあるわけなんですね。そこを通学路としては通らない子供も遊びの環境となるわけですから、特に都市部においては。ですので、やはり子供が多い地域においては、わざわざこういうところを選んで出店をします。通学路、全部通学路のところに出店をするというのは、私は県警の管轄においても、できるだけ避ける方向をやはり目指していただきたいということ。この請願の願意はそこにあります。先ほど幾つか全国の例、通学路を規制をしているところは大阪の例なども挙げていただいて——狭山市ですね、の条例があるということをおっしゃっていただいておりますけれども、県としても、やはりそういう考え方に立っていただきたいという、そういう請願の願意であります。

次に、車の増加の問題についても、これ、重要な警察にかかわる問題ですので、お尋ねをしたいと思います。和名ヶ谷スクランブル交差点、つまり、ここの角っこのところ。この地図で言いますと、1番の信号のところですね。ここ、非常に複雑な交差点になっております。スクランブルです。狭いですが、スクランブルに、これは地元の、恐らく住民の皆さんや議員さんなどが要望されたこともあろうかと思いますが、この和名ヶ谷スクランブル交差点について、警察は、いつ、なぜ、この道路をスクランブルにしたのでしょうか。事故はスクランブル化する前と後とでどう変わったのでしょうか、効果はあったのでしょうか、御答弁をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 交通総務課長の小島です。

スクランブル交差点化につきましては、平成23年11月16日から運用をされております。また、この運用の前と後に分けて交通事故の発生状況をお話し申し上げますと、まず、平成20年からスクランブル化される前については6件の交通事故、また、スクランブル化されてから本年5月末現在までは2件の事故が発生しております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 事故が減ってるということで効果があった。2件、まだあるということについて

ては注意をしなければならぬわけですが、せつかく、この和名ヶ谷スクランブルにして、頑張っただけで子供たちも気をつけて、先ほど啓発や教育のことをおっしゃっていましたが、警察も頑張っただけでやられたのでありますけれども、年内同時オープンで、いいですか、大型ホームセンターが244台です。パチンコ出店で630台です。一気に同時オープンで874台の車がこの狭い、今でも渋滞をしているところにふえる可能性がある。そうなれば、せつかく事故が減った和名ヶ谷スクランブル交差点の通学路、あるいは療養型病院等に向かう生活道路、市のスポーツセンター、プール、図書館の分館、さまざまございます。ここの生活道路の事故の危険度が一気に高まるのではないのでしょうか。県警の認識、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 小島交通総務課長。

○説明者（小島交通部参事官兼交通総務課長） 交通総務課長の小島でございます。

いずれにいたしましても、地元松戸警察署、そして交通安全機関、団体と連携を図りながら、交通事故のないまちづくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 事故の危険が高まるということについては否定をされなかった。高まるというのは誰が見ても明らかです。交通事故の危険だけではありません。渋滞の悪化を招きます。救急車や消防車の妨げになるかもしれない。あるいは、警察官がパトカーやバイクで現場に急行しなければならないときに前に進まず、警察の業務にも支障が生じると人々は言っています。渋滞がさらに深刻化し、悪影響が広がるのではないか。この点について、県はどう認識をしていますか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 交通規制課長の杵渕でございます。

店舗等のオープンによりまして渋滞が悪化するのではないかとということにつきましては、現時点で仮定ではなかなかお答えができません。仮にこうした店舗のオープンにより渋滞の発生等、問題が生じましたら、その事象について原因を究明いたしまして、道路管理者等と連携して必要な対策を進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 請願をぜひ採択をしていただきたいと思います。今の答弁を聞かれても、これ、人口、県下で第3の松戸市で、しかも、最も子供が多く、市街地の中心で国道6号やJR松戸駅や松戸市役所、北松戸工業団地に通じる道です。市道と県道が交差をしています。しかも、松戸中央消防署、これは千葉県指令センターです。県の東葛の地域の、北西部の指令センターにもなっています。一体、救急車、消防車、年間どれぐらい通行されてるか、警察は御存じですか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 消防の出動状況については、当方では承知しておりません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 県の指令センターであり、松戸の中央消防署。しかも、先ほど3つの大きな病院、救急車がひっきりなしです。松戸中央消防署、救急車2,765回、これは一番最新の平成27年です。消防車817回。ですので、全体として延べ3,572台が出入りをしております。ですので、こうした数字ぐらい、きちっと捉えていただきたいのと……

（「無理だよ」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 笑わないでください。真剣なんですからね。生じましたらとおっしゃいましたよね。事故の危険についても、これは事故が起きてからなんということにしてはならないわけですが、渋滞が生じましたら、こんないいかげんなことではやはり住民の皆さん、納得できないですね。渋滞の深刻化、千葉県は渋滞を解消していくという、これ、知事のさまざまな計画には書いてあるじゃないですか。生じましたらということでは非常に無責任だと思いますよ。

実は私、何度も警察のほうに、ここの車の通行量、あるいは渋滞などの懸念されるということで調査などを求めておりましたが、もうやらないという、拒否をされていますので、あえて質問いたします。

ここに、年内同時オープンのパチンコ店の前に出店予定の大型ホームセンターが渋滞予測をした交通量調査があります。この調査結果については、千葉県警もことし2月26日に了としているんですね、これです。これはどういうものかという、これは商工労働部から入手をしたものですけれども、大店舗法に基づいて大型ホームセンターが、自分のところも同時オープンですから、調査をしているわけです。これ、警察は了としてるんです。指導すべきことはなしと判断をしているんですね。これ、結果を見ますと、これは去年の9月4日金曜日の交通量調査をなさってるんですね。松戸市消防局の交差点、つまり大型店、パチンコ店の出店のすぐ近くですけども、現状は0.704だが、この大型ホームセンターがふえても、開店後は0.886という交通需要率なんだそうです。これだけ聞いてもさっぱりわかりませんが、交通需要率が0.9を超えれば渋滞と言うそうなんですね。ですから、0.886だから、このホームセンターができて渋滞にはならないよという報告書なんです。

しかし、重要なことは、この調査については、大型パチンコ店の630台は一切カウントされていないんです。それは商工労働部もお認めになりました。これでもうぎりぎりなんですよ。630台がこれに加われば、物すごい数字が上がる。渋滞は明らかではありませんか。渋滞が生じたら何かをするのではなくて、これは県警本部として、これを了としたんだから、630台がふえるなどというのであれば、当然、交通予測などについても今からやるべきじゃないですか。調査をしたり、把握をしたり、一気にマックス874台がふえるという状況のもとにおいては調査は必要じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 杵渕交通規制課長。

○説明者（杵渕交通規制課長） 先ほどのロイヤルホームセンターの大規模小売店舗立地法に基づく指導許可ということでございましたが、これにつきましては、店舗出店の可否を当方は認め

てるわけではございませんで、出店計画を、事業者が来店車両台数などを推計し、それに基づいて駐車場が必要台数を充足している、あるいは、出入り口の設置や入退店の経路設定が合理的な範囲内で配慮されているか。この辺を審査して、出店計画について、これを了としたものでございます。

今後の渋滞予測について、パチンコの出店計画、これは当方は承知しておりませんでした。将来にわたっての渋滞の予測をするには、当方の渋滞予測におきましては、過去の具体的な店舗等の出店状況に基づいて、そうしたデータを活用して現況と重ね合わせて予測をするところ、この地点においては、そういった店舗がございましたので、現状で将来の渋滞を予測することはパチンコ店も含めて困難でございます。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、あのね、先ほどから当局の皆さん答弁しているけれども、申請についても説明できないという、今、県警の立場でしょう。そういう状況の中で、これからの、いわゆる一般論で言うと、交通渋滞はあるかもしれないけれども、今、当局にそれについてどうするのかという答弁求めても、先ほど来からの一貫した答弁を聞いていると、三輪委員の質問の角度が何回やっても同じことになっちゃうと思うのよ。その辺を十分に理解した上での質問の修正をしていただきたいと委員長はお願いしたいと思います。

○三輪由美委員 意見を受けとめます。

○委員長（鈴木 衛君） 意見じゃないんだよ。やっぱり私は委員長の責任をもって委員会を運営してるんですから、やっぱりその辺をしっかりと委員さんは理解してもらわないと……。

三輪委員。

○三輪由美委員 ことし、これ、2月26日に了とされています。当然、ホームセンターの許可などについて、一切警察はかかわりありませんので、交差点処理計画、これについて了としてるということを、私は事実を述べたまででありますので勘違いなさないでください、私は誤解しておりませんからね。

それで、2月26日に了としているんですけれども、2月にパチンコ店の看板が立っております。4月2日の説明会では、我々住民は630台という台数が初めてわかりました。ですので、その段階で警察に申し上げているわけです。しかし、これにはもう渋滞ぎりぎりだという、これ、了とされた警察は、630台ということを私が申し上げましたけれども、それについて、じゃ、再調査をするとか、そうした姿勢は一切なく拒否されたということを、事実を申し上げました。よって、請願をぜひ採択をしていただきたいということを強く訴えたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 河上委員。

○河上 茂委員 三輪委員にちょっと伺いますけど、さっきからずっと話を聞いてた。一番心配してるのは私なんですよね、うちの近くだから。2月ごろから何か、三輪委員、いつからうちのほうへ来て住民の皆さんとやってるのか知りませんが、私のところへ届いたのは先月の20日前後だったんですね。何だか名前書いて、住環境を守る会の人たちから、住所も書かない、料金不

足の手紙が何通か来てる。読んでみると大体パチンコ屋反対だと。それはわかるんだけど、さっきから聞いてると、松戸市長のところへも行ったと、三輪委員、さっき言ってたね。松戸市長が、行って、どんな返事したのか。

それから、業者への不信、違反ではないかと。それは最初からそういうつもりで質問してるんだろうけど、それも我々にわからないし、例えば、この間も本会議前に来て——その辺にいる人が、傍聴の人がそうだけど、70メートル以内にある場合に許可なんか絶対おりのわけないんだから。さっきから答弁してるでしょう。その辺も定かじゃない。住民の人は70メートル以内にあると言ってるんでしょう——65メートルか。片一方のほうの返事というのはわからない、何だか。

それからもう1つ、今気になったんだけど、松戸市が確認おろしたって、さっき言ってましたよね。じゃ、松戸市が確認おろしたって、三輪委員がいわゆる反対の人たちと一緒にやってても、松戸がどうにもならないから、こっち振ってきたということか。この請願だって、私たちはみんなと相談してますよ、どうしようかって、ほかの政党と。あなた、1回も私らに言ってこないじゃない。相談も何もないよ。みんな受けたか……。受けてないだろう。自分でひとり芝居みたいなことやってるんだから、幾ら言ったって、違反したら絶対警察はおろさないから。みんな、そうでしょう。我々だって、執行部だって、法令や条例を守りながらみんな仕事してるんだから。幾ら何だかんだ言ったって、これ、おりないものはおりないんだから。

それからもう1つ、さっき交通のこと言ってた、例の。これはいまだに混んでてどうにもならない、あそこは。焦点が、さっきパチンコ屋から今度はホームセンターに変わってきたけど、あの時点で交通混雑なんてわかってるはずなんだから。それを今、パチンコ屋に絡めて何か質問してるわけでしょう。じゃ、何、ホームセンターも反対ということか。何か聞いてると……。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ホームセンター、反対ではありません。住民の方たちは、ホームセンターについてはかなり早朝から営業が開始されるということだとか、出入り口の問題は懸念をされておられましたけれども、ホームセンターの建設には基本反対されてないということを申し上げたいと思います。私もそうです。

いつからという話で、私も本当に全然気づかず、2月議会をやっている、恐らく最中。何月何日に看板が掲示されたかわからないんですけども、2月議会が終わってかなりたってから、住民の方から、パチンコ店ができるという看板が立っているというのが、2つか3つですね、道路にですね。河上委員も車とかで通られると思うので、私などは八ヶ崎に住んでますから、なかなかそちらへ行く機会がなくて、住民からの通報で看板が立ってるよということを聞いたのが、です。3月ぐらいですね、私も気がつきまして、これは一体何ができるんだということで、先ほど申し上げたように、ホームセンターの大型駐車場244台。そのときにはわからなかったわけです、630台とかいうことはですね。わかったのが、4月の2日の説明会で初めて630台と聞いて、そして、すぐに警察に私も報告をさせていただいたということです。

あと、松戸市がおろしたというのは何だということなんですけども、私も市議会議員ではない



ので詳しくはないんですけども、建築の手続の一環として、松戸市の宅地開発条例で、ここを開発するときに市に手続をされたようなんです。市が宅地開発条例の承認を既におろしているようなんですけども、そのおろす過程において、私も、市長が外国に行っておられたので部長にお会いさせていただいたんですけども、住民の方たちは市長にも会っておられるようですが、宅地条例の承認をおろすその過程において、松戸警察に市は行っています。

ここに市と警察のやりとりがあるんですけども、例えばこのようになっているわけですね。松戸市が警察に情報共有のために説明に伺ったわけですが、警察は守秘義務があるので回答できないと。市はそれに対して、また警察に聞いてるわけなんですけれども、例えば宅地開発条例と風営法、建築基準法との関連はと聞いているわけなんですけど、警察は、風営法の許可は警察の管轄である、その他の法令についてはコメントする立場ではないということで、市も非常にいろいろと吟味をしながら警察にも聞いているわけなんですけれども、こんなものですねというようなお答えがなかなか得られない中で、今ここに至っている。市長は、できれば住民の皆さんの意向ということなどもお聞きになっておられ、今後、市長が正式な文書だとかで何かを出される可能性もなきにしもあらずではないかというふうに私は考えているところでありまして、市長のコメントについてはぜひ河上委員のほうからも聞いていただいたほうがいいのではないかとというふうに思います。

○河上 茂委員 それは何、市長が確認を、松戸市がおろしちゃったにもかかわらず、そういう住民の意見を聞いて何かそういうものを出すということ……。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 おろしたというのは、要は宅地開発条例の手続です。ですので、住民の意向を市長さんがどのように考えておられるかについては今後ぜひ聞いていただければと思います。

○河上 茂委員 三輪委員、聞けばいいじゃないか。聞いてないんでしょう、まだ。あなたが先にみんなと一緒にやってることだから、私ら途中から余計な話はしませんということをして住民の人も言ってるんだ。三輪委員がやってることだからと。私ね、えらい迷惑なんだよ。人の足元来て、わあわあやって、それ、まとめられるのかね、本当に。だから、さっき執行部に言ったように、70メートル以内にもしそれがひっかかれば絶対にできないんだから。できないって言うてるんでしょう、70メートル以内にあるって言うてるんでしょう、住民の人は。どうやってはかったのかわからないけど、これで見ると以下になってるよ、これで見ると。宅地開発というのは、これには基づかないでおろしちゃうの。

○三輪由美委員 そうですね。宅地開発条例は市の条例ですので、この風営法、県条例にかかわる距離規制については警察の管轄だということで、それで市も宅地開発条例に基づく承認手続をおろす前に、このように今私が紹介させていただいたような、警察に情報提供して一生懸命伺っているわけです。しかし、警察はお答えにならなかったということが私は重大だと思います。

○河上 茂委員 だから、その辺の問題なんですけどね、この中に書いてあるのは、業者が、何だ、この70メートル、クリアしてるものと書いてあるじゃない、これ。

○三輪由美委員 はい。

○河上 茂委員 住民の人は70メートル以内だと。違いますということを言ってるでしょう。

○三輪由美委員 はい。

○河上 茂委員 それはどこでやればいいんだ、きちんとさせるのは。松戸市かね。それとも、こっちに何か来たら、こっちでやらなきゃいけないのか、きちんと確認するには。ただ、目線だけで申請はおろせないと思うよ。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり私はさまざまな立場、あるいはさまざまな見方、おありだと思います。河上委員は、先ほど自分の地元に来てとおっしゃいましたけど、私は本当に市民の方から通報があり、そして普通に調査をし、やっているわけです。市は市の権限があり、市長としても住民の意思。先ほど申し上げましたけど、パチンコの進出が県内でも松戸と船橋がほぼ同じぐらいの店舗数があるんですけれども、人口のぐあいからしますと、船橋のほうがうんと人口が多いわけですよ。非常にパチンコの進出率が松戸は高いわけなんですよ。

○河上 茂委員 それはいいから、都市計画法のことを聞いてるんだけど。

○三輪由美委員 それで、これからどうしていくかという話なんですけれども、やはり市や県、警察、そして住民、議員、やはりこの問題、請願を採択していただいてきちっと話し合う、協議をする、これ、大事だと思います。河上委員の今の提起、非常に大事だと思います。

○河上 茂委員 私が質問してるんだから、ちょっと聞いてください、私の質問に。都市計画法上で、今、松戸市が開発許可をおろしたと。これ、パチンコ屋建てますということで松戸市に申請してるわけでしょう。

（「風俗営業だよ」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 風俗営業じゃない。建物。

○河上 茂委員 この70メートルの問題だよ。松戸市は、きちんと、じゃ、70メートルありますよ、70メートル以内ですよって、そういう答え出してないということ……。

○三輪由美委員 そうです。

○河上 茂委員 出してないで、これ、おろせるのか。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 河上委員から今質問ありましたように、松戸市は70メートルを確認をしないで市の宅地開発条例の承認をおろしていると言え、そういうことなんです。しかし、それは、市は警察に、今紹介しましたように、聞きに行っているわけです。

○河上 茂委員 当然行くでしょうよ、それは。

○三輪由美委員 警察はお答えになっていないんです。

○河上 茂委員 きちんとした申請出してないからじゃないの。違うのかな。

○三輪由美委員 申請を出すのは、したがって、先ほどから県警がおっしゃるように、建物が全部建ってから。直前に、1カ月前とか、50日とか、そういうところ、全部機械も入れて1,000台、

建物も6階建てまで建てて、全部きれいにつくって、最後、扉をあけるその何日か前に、これが風営法の営業許可の今の仕組みなんです。それで松戸市も大変困っているわけです。市長さんも、やはり住民のことを思えば、こういうところにパチンコ店がいいのかどうなのかということに苦慮されております。市長になりかわって、今、ここで勝手なこと言えませんが、そういうことなんですよ、河上委員。ぜひ……

○河上 茂委員 あんたが市長と話もしないでさ、何が市長になりかわってなんだ。

○委員長（鈴木 衛君） よろしいですか。

○三輪由美委員 県議会ですので、請願をね。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、いろいろお話しされるけれども、私は風営法はそんなに、ごめんなさい、言葉が適切かどうかわからないけど、いいかげんなものだとは思えない。当局がしっかりと申請が上がれば、該当しなければ許可しないわけですから、それは先ほどからしっかりと当局の皆さん方が……

○河上 茂委員 三輪委員、断っておくけど、俺、業者となんか話もしたことないし、会ったこともないし、それだけはちゃんと理解しておいてよ。

○委員長（鈴木 衛君） これより討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

○三輪由美委員 今、るる質疑をさせていただきました。請願4項目とも全て、やはり採択をしていただきたいと思います。理由は、今、県の警察本部さんのお考えも伺いましたけれども、渋滞の問題もそうです。そして、距離規制の違反の問題についても疑念は晴れません。警察は大丈夫と、もちろん、そう思っておりますけれども、しかし、事はどんどん進んでいこうとしてるわけで、本当に風俗営業のきちとした条例や法に基づく営業が世間的には行われなければならないわけなんですけど、このままでは、そういう法や条例にも違反をしかねない状態で建物だけが完成をしていくということになります。そうなれば子供たちや住民、県民の皆様、ひいては松戸市も大変な損害をこうむることになりますので、よって、ぜひ請願を全て採択をしていただきたくお願い申し上げます。

---

#### 諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 先ほど警察官の増員の問題で賛成いたしませんでしたが、私ども警察官、本当に極めて重要な役割を担って果たされていると思っておりますので、一概に増員に反対するものではありませんけれども、しかし、2月の委員会でも指摘させていただきましたとおり、この10年間だけでも386名の警察官増員が進められてきましたけれども、県民からとりわけ要望の高い交番への警察官の配置が116人も減らされていますので、部門ごとに見ても偏在した人員配置と言わざるを得ず、より県民生活に密着した部門に手厚い人員配置に転換をしていただきたいという立

場で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのパチンコ店の問題でちょっと1点お聞きをしたいんですが、千葉市の幕張新都心文教地区建築条例、これは、ですので、警察とは違う管轄にはなろうかと思うわけなんです、しかし、県内で地区計画などによってパチンコ店の規制が行われている、そうした例はどうなっているのか。例えば流山おおたかの森あたりも聞くわけなんですけれども、もし警察のほうで把握をされていれば、地区計画などによりパチンコ店の規制が行われている県内の地域など、教えていただきたいと思ひます。1点お伺ひをいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 横山風俗保安課長。

○説明者（横山風俗保安課長） 市町村レベルの建築基準の関係の条例のことについては、詳細は把握しておりませんが、新聞紙上で流山市の記事が載ったことは承知しております。なお、風俗営業の許可に関しましては、先ほど委員も申しておりましたけれども、あくまでも建物がおおむね完了してパチンコの遊技機などが入ったぐらいの時点で申請があり、現場を確認することですので、それ以前の建築基準の段階で建物が建つ建たないということは警察の管轄内ではないので詳細は申し上げられません。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 先ほどパチンコ店の出店問題の質疑の中で、市長と会っていないのかということで御質問いただきまして、市長と、日時、今ははっきり言えないんですが、会っております、私自身ですね。住民や市議員や、三、四十分懇談をさせていただきました。そして、最近の市長の発言ということで言いますと、これは先ほど請願出された会のニュースを今休憩時間に持ってまいりました。6月9日ですから直近ですが、これ、会と懇談がされてるようです。土地の売買出店営業などを規制するのはなかなか難しい、好ましくないというのは正直な気持ちだけれども、他市で排除できた事例などがあれば教えてほしいなどの見解が示され、もし違法があれば、市としてきちんと証明するよう県に言うというような、そうした回答があったというのが会のニュースで報道されております。こうした市の意向なども踏まえて住民の意見なども大いに酌んでいただきながら、県警としては法や条例、もちろん適正な判断と解釈、そして運用措置を行っていただきたい。ぜひ住民の意見、それから市の意見も適切に酌んでいただき、誠実に対応していただきたいということをお願いいたします。

以上です。

